

第6期第3回

札幌市福祉のまちづくり推進会議

議 事 録

場 所：平成23年3月2日（水）14時開会
日 時：札幌市役所本庁舎 12階 2号～4号会議室

札幌市保健福祉局保健福祉部高齢福祉課

1. 開 会

事務局（長谷川高齢福祉課長） 定刻でございますので、ただいまから札幌市福祉のまちづくり推進会議を開催いたします。

本日は、何かとお忙しい中、また雪も相当降っておりまして、足元の悪い中をお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。

私は、司会を務めさせていただきます高齢福祉課の長谷川でございます。よろしく願います。

まず初めに、保健福祉部長の堀澤よりごあいさつを申し上げたいと思います。よろしく願います。

堀澤保健福祉部長 保健福祉部長の堀澤でございます。

本日は、ご多忙のところ、福祉のまちづくり推進会議にご出席くださりまして、まことにありがとうございます。

本日は、第6期の札幌市福祉のまちづくり推進会議の第3回目の会議となります。

本日の議題は、一つは、優しさと思いやりのバリアフリーについてでございますが、昨年9月に運用を開始した公共的施設のバリアフリーチェックシステム及び危険施設等通報システムという二つの新たなシステムが実際に動き出しております。本日は、優しさと思いやりのバリアフリー部会での活動も含めまして、その状況等をご報告させていただきますとともに、委員の皆様からご意見等をちょうだいし、さらにより仕組みに改善してまいりたいと考えております。

もう一つの議題でございますけれども、新・札幌市バリアフリー基本構想の見直しについてでございます。平成21年3月に基本構想が策定されましてからほぼ2年が経過いたしました。基本構想にも明記されておりますけれども、バリアフリーを進めるためには計画施策を適宜見直ししまして、段階的、継続的な発展を図っていくというスパイラルアップという考え方が大変重要視されているところでございます。委員の皆様方におかれましては、さまざまな視点からご意見をいただきまして、活発なご討議をお願いいたしまして、さらなるバリアフリーの推進に努めてまいりたいと考えている次第でございます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局（長谷川高齢福祉課長） それでは、事務局より委員の皆様の出席状況につきましてご報告を申し上げさせていただきます。

委員の皆様のうち、所用のため欠席とのご連絡をいただいております方は、岸委員、末広委員、鈴木委員、日野委員の4名でございます。また、横江委員、齋藤委員からは遅参する旨のご連絡をいただいております。

したがって、現在、出席されている委員の皆様は16名となりますので、福祉のまちづくり条例施行規則第14条第3項に基づく会議の定足数であります過半数の12名に達していることをご報告させていただきます。

続きまして、お手元の配付資料の確認をさせていただきます。何点かございますけれど

も、まず、第6期第3回札幌市福祉のまちづくり推進会議という3枚物の次第でございます。名簿と座席表がついてございます。そして、資料1、資料2でございますが、バリアフリーチェックの実施状況ということで、9ページまでのものがあります。もう一つが、危険施設等の通報状況及び対応というものです。最後に、資料3という新・札幌市バリアフリー基本構想の見直しについてという2枚物がございます。

お手元がない方はいらっしゃいませんか。

不備等がございましたら、途中でもお申し出いただければご用意させていただきますので、何なりとお申し出いただければと思います。

それでは、本日の議事に入りたいと思います。

大垣会長、よろしくお願いいたします。

2. 議 事

大垣委員 天候の悪い中、お集まりいただきまして、ありがとうございました。

早速ですけれども、議事次第に従って進めてまいりたいと思います。

最初の議題は、優しさと思いやりのバリアフリーについてです。

本件につきましては、先ほど、部長のごあいさつの中にもありましたけれども、先月2日に優しさと思いやりのバリアフリー部会が開催されておりますので、会議の状況等につきまして、松川部会長よりご報告をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

松川委員 それでは、優しさと思いやりのバリアフリー部会の状況についてご報告させていただきます。

2月2日に行われましたけれども、議題については、バリアフリーチェックの実施状況と危険施設等の通報状況及び対応について、部会の中で議論しております。

初めに、バリアフリーチェックの実施状況についてです。

1月11日に第1回目のバリアフリーチェックをJR白石駅で実施しております。部会の中からも5人に委員が視察に参加しております。これについての詳細は事務局から説明があるかと思いますが、主要な論点についてご報告をしておきたいと思います。

まず、少し議論になったのは、チェックをした後の報告事項について記載が若干漏れていたという指摘がありました。部会においては、事業実施部局からのバリアフリーチェック結果報告書に基づいて事務局から説明があったのですけれども、実際に視察に参加した委員が指摘した内容の幾つかが記載されていなかったという指摘がありました。

かなり大勢の人がチェックに参加していたということですのですべての意見を記録し切れなかったという事情もあったわけですけれども、次の工事にきちんと生かしていくという点でも、出された意見をきちんと記録として積み重ねていくことが大事だろうという点を部会の中で確認しております。

初めての実施ということもありましたので、実施体制をどういうふうにするかというあたりでやや混乱があったようです。今のような記録の記載漏れも含めて、次回はどのよう

にしていくのかということをもう少し検討していく必要があるだろうということで、事務局としても次回以降はきちんと工夫をしていきたいということが確認されております。

それから、JR白石駅は、工事の担当がJR北海道と札幌市となっております。JR北海道との関係について少し議論になっています。具体的には、駅舎部分をJR北海道が担当し、南口と北口、連絡通路部分を札幌市が担当するという形で行っているということでした。建物は一緒ですけれども、どうしてもJR北海道が担当した部分も検討課題に入ってきます。JR北海道がすぐに対応してくれた部分もあったわけですけれども、札幌市との連携をもっと密にしていく必要があるのではないかという意見が出されております。札幌市のチェックシステムの対象にならない部分も出てきますが、いずれにしても、JR北海道側にもきちんと意見を伝えていく必要があるだろうという指摘がありまして、事務局で検討していくことが確認されています。

いろいろ意見はあったのですけれども、大きくはこの2点が主要な論点だったかと思えます。

先ほども言いましたように、今回は初めての実施ということもあって、いろいろな課題も見えてきたところがあります。次回以降は、今回の課題を踏まえて、さらによりよいチェックを進めていけるようにしようということで部会の中で確認したところです。

もう一つは、危険施設等の通報状況及び対応についてです。

これは、先ほどもありましたように、昨年9月にスタートしているものです。昨年12月までの4カ月間で市民から25件の情報提供がありました。そのうち、システムの対象となる通報が6件あったということで、その通報内容について事務局から説明をいただいております。また、1月25日に危険施設等審査委員会が開かれまして、そのうち5件については危険施設に該当するという判断がされたという説明がありました。

委員からの意見としては、このシステムはどういうふうに進んでいくのだろうかという心配もあったのですけれども、予想以上にうまく動いているという感想や危険な場所をたくさん把握して注意喚起していくことの大切さといった意見があったということです。

報告は以上です。

大垣会長 ありがとうございます。

今、説明していただいたように二つの事項から成っておりますので、事務局の方からもう少し詳細に説明をいただきたいと思えます。

最初に、バリアフリーチェックの詳細等につきまして説明をお願いしたいと思います。

事務局（松本福祉のまちづくり推進担当係長） 資料1をご覧ください。

バリアフリーチェックの実施状況ということで、概要が書かれております。

施設は、白石駅前広場連絡歩道、自由通路という言い方をしておりますけれども、2ページに平面図がございます。

白石駅の周辺整備事業でして、駅前広場もあるのでありますが、このうちの自由通路ということで、わかりづらいですが、赤で囲ってある部分です。左側に1階部分がありまし

て、右に2階部分をずらして書いております。この赤で囲った部分が工事ということで、今回の対象になったところでございます。

先ほど、部会長からもお話がありましたけれども、JR北海道との複合施設になっておりまして、ちょうど2階部分の連絡歩道、自由通路と書いてある右側の部分ですが、ここが駅舎となっております、JR北海道の施工部分となっております。下の青で囲った部分が2期工事分ということで、これから工事を行う形になっております。

実施日時は、23年1月11日で、チェック実施者としましては、札幌市身体障害者福祉協会から6名、介助者が2名、札幌市老人クラブ連合会からの指名で2名、そのほかに優しさと思いやりのバリアフリー部会委員から5名が視察として参加しております。

事業実施部局は、建設局土木部になります。

チェックの実施状況ですが、3ページの別紙-2で、こちらが視察の様子を写したものです。一番最初に概要説明がありまして、右側の写真が駅の全体案内図、点字の触知図になっております。それから、多目的トイレです。中段右側の写真がJR白石駅の駅舎のところの入り口になります。それから、エレベーターとエレベーター案内図と点字の触知図です。

次に、チェック結果ということで、次のページの別紙-3となっております。

まず、第1点目の意見としまして、自由通路から駅舎への誘導ブロックの位置が不適切であるということです。左側の写真がもともとの点字ブロックの位置です。これについては、工事担当部局で適切な場所に直していくという話がありまして、実際に施工後の写真が右側になります。ちょっとずれていて、このまま歩くと視覚障がい者などがドアにぶつかってしまうという意見があって、こういった形に直しております。向こう側のJR北海道の施工部分に関係するものですから、JR北海道の施工部分につきましても話を直してもらったという経緯があります。

2番目は、点字触知図の案内図です。点字の感覚が狭い、あるいは誤字がある、突起が低くてわかりづらいという意見がありました。こちらについても直しますということで、これについても対応をしていただいております。

3番目は、階段手すりのアルミ点字板です。手すりにある点字板ですが、手すりとの段差が大きくてひっかかるという意見がありました。これにつきましても、段差部分をウレタン塗装して段差を縮小するという対応がとられております。

5ページに参りまして、4番目の手すりが途切れているということです。写真がありますが、手すりがその後になくなってしまっております。これは、JR北海道の工事部分との関係でありまして、途切れている部分がJR北海道の工事箇所なものですから、この辺がうまく連携がとれていないということで、JR北海道の方が未設置になっております。複合施設ということで難しい面もあったのですが、今後の課題とさせていただきますというふうに工事担当部局は申しました。

5番目は、エレベーターの車いす用操作盤が高いということです。こちらにつきまして

は、車いすの方からはどうしても高いという意見があるようです。ただ、こちらについては、下に手すりがありまして、こちらの整備基準に沿ってつけているものですが、この関係から床まで1メートルという高さが車いす用の操作盤の整備基準になったものと思われる。

6番目は、エレベーターロビーの操作盤は、壁との間が狭過ぎるのではないかとということです。こちらは、今後の工事の参考とさせていただきますということです。

7番目は、天井つり下げ電光サインが白地に文字となっているのは見づらいという意見がありました。地下鉄などの案内サインは黒地に文字となっているものが多いと思うのですが、そういったことかと思えます。こちらについても今後の工事の参考とさせていただきますということです。

それから、車いす用トイレを使用する際、正面から前向きに乗り移ると足がぶつかってしまうということです。こちらは説明が難しいのですが、結局、車いす用トイレの利用の仕方は個人によってかなり違うということで、いろいろな乗り移り方があるようです。正面に車いすをつけて、そのまま前向きに乗り移る方の場合は、前方にひざがつかえてしまうという意見でした。こちらについても今後の工事の参考とさせていただきます。

7ページです。

その他の意見ですが、先ほどもありました階段の手すりについている点字表示板です。これはアルミ製ですが、それだと手が冷たいので、テープ状のものがよいという意見と、はがれづらいのでこちらの方がいいのではないかと意見の両方がございました。それから、点字表示板の色は弱視の方にもわかりやすいように黄色の方が好ましいのではないかと意見がありました。

次に、8ページです。

先ほど部会長からも報告がありましたけれども、意見が若干漏れているということがありましたので、その辺についてつけ加えております。

一つが、多目的トイレの押しボタンの位置が高いということです。これも先ほどのエレベーター操作盤の話と近いのですが、手すりの関係で若干高い位置にあります。ただ、実際に多目的トイレの内部には手すりがなかったのですが、こちら外に合わせた高さになっていて、やや高くなっているということです。

それから、多目的トイレの洗面台が高い、鏡の位置も高いので映らないという意見がありました。これは、座高の高さなどもあるのでしょうけれども、中には非常に使いづらいという意見がありました。また、鏡についても、実際に顔が映らない、上半分しか映らないという意見がありまして、これについては角度をつけるなどの工夫ができたのかもしれないし、工夫の余地はあるのではないかと意見がありました。

それから、トイレは設計の段階でレイアウトのチェックができたらいいいという意見がありました。

それから、エレベーターの押しボタン、操作盤ですが、1階と2階しかないので

すが、例えばこの写真は2階にあるエレベーターです。ボタンが二つありまして、両方もも下行き、下呼び出しのボタンになっております。下が車いす利用者用ですけれども、上呼び出しのボタンと下呼び出しのボタンと誤解してしまうので、インジケーターを別に分けた方がよいという意見がありました。

それから、サインは全体的に小さくてわかりづらい、新千歳空港などと比べてちょっと物足りないという意見がありました。

それから、JR北海道側の工事箇所についてですけれども、改札横のカウンターです。これは写真がないのですけれども、高過ぎて車いす利用者は利用できないという意見がありました。それから、多目的トイレが狭過ぎて車いすでは利用できない。テナント店舗が入っていたのですけれども、その自動ドアの入り口の幅が狭くて、車いすでは利用しづらいという意見などがありました。

先ほど部会長から話がありましたように、市とJR北海道がもっと連携をとって施工した方がいいのではないかという意見がありました。そして、チェックシステムの対象外ではありますけれども、これらの意見についてもJR北海道に情報提供して、改良してもらう、あるいは今後の工事の参考していただく形をとるべきだという意見がありました。

JR北海道につきましては、工事担当部局は調整会議のようなものを持っておりまして、調整はしている状態であります。この工事は、先ほど言いましたように、2期工事がまだ残ってしまっていて、これから調整会議をさらに開催するということですので、そういった場で伝えていってもらいたいという話になっております。

バリアフリーチェックに関しては、以上です。

大垣会長 ありがとうございます。

先日、1月に行われたバリアフリーチェックで指摘された問題点とその対応について具体的な報告をいただきました。

ご質問やご意見は何かございますか。あるいは、お気づきの点など、何でもいいのですので、ありましたらお願いします。

千葉委員 委員の千葉と申します。公募で選ばれました。

今、説明を聞いたのですが、松本係長から個人差があるということが指摘されておりましたね。そして、これを見ますと、今回は6名に老人クラブ連合会から2名ですから、チェックを10名ぐらいでやっているのです。だから、個人差をそのままにしてしまうと偏見になるのではないかと思います。私の単純な考え方ですが、10名ぐらいのチェックでそういう指摘がされたということは、まだ不十分ではないかと思うのです。どうでしょうか。

大垣会長 個人差というのは、チェックした人の個人差という意味ですか。それとも、座ったときに、その人の座高など、そういう意味ですか。

千葉委員 身長などもありますし、そういうこともチェックの項目に入れてしまいますと、僕らからするとわかりません。やはり、30人も40人も身長が160センチの人

を3人ぐらいとか、180センチの人を3人ぐらいとか、そういう形でやっていかなかったら正しいチェックの結果にならないのではないかと思うのですけれども、どうでしょうか。

事務局（長谷川高齢福祉課長） ただ、今の基準は、私は建築が専門ではないですが、大体は標準の方を想定して設計なりをされていると思うのです。ただ、今回はそれに加えて車いすの方や身長が高い方、低い方いろいろな方で、10名という人数が足りるか足りないかは別として、そういった目を入れていただいて、これは使いづらいというご意見があったので、それは我々としては尊重したいと考えているのです。

確かに、10名が20名、30名となっていけば、さらに意見が集約されるのか、分散するのかわかりませんが、我々としては、今、できる範囲の人数の中でさまざまな方からご意見をちょうだいして工事担当部局にお伝えするというところでやってきました。

今の千葉委員のお話のように、確かに人数を増やした方がいいということもあろうかと思えますけれども、それは今後の検討課題にさせていただきたいと思えます。

千葉委員 一つの標準値でやっているということですから、余り誤差はないのではないかと思いますけれども、個人的な意見ということで発言させていただきました。

浅香副会長 今の意見ですが、例えば鏡の状態が高い、低いという場合、障がない人は伸び上がっても見られるし、かがんでも見られるのです。しかし、車いすの方は伸び上がることができません。ストーマの方が装着したり洗浄したり場合は伸び上がることも、かがむこともできません。主にそういう方を対象にして多目的トイレの鏡はあると思っています。逆に言うと、どれが標準だということもよりも、車いすの方が座った状態で胸から上ぐらいがきちんと見られる。ストーマの方は立ち仕事みたいな形で収尿器などを取りかえるので、おなかのところを洗ったりするわけです。そうすると、おのずと低目の設定がこの多目的トイレの場合は主流だと思います。

これを見ると、鏡の位置は明らかに高目に設定していると思うのですけれども、直すところは直してもらって形でやっていただければと思います。あくまでも障がいによって補えない動作のために設定するという考えでいいのではないかと私は思っています。

千葉委員 今の多目的の部分についてはそれでいいと思えますけれども、例えば8番のトイレの問題もありますね。先ほど言いましたように、車いすで真っすぐ行ってやるのか、バックしてやるのか、どういう形でやるのかによって大分違いますね。標準的な動きがあれば、それに設定していいと思えますが、車いすの方々はいろいろな角度から行かれるわけですね。そういう意味で、100%、完全にするということはできないのではないかとと思うのです。意見としてはわかりますけれどもね。

村上委員 今の多目的トイレのことですが、私は、車いすの方の鏡は斜めにつけたらどうかと思います。それから、立って見る方は普通の高さでいいと思いますが、鏡を二つつけたらどうかと思うのです。斜めにすると車いすの方でもちゃんと見られるのです。だから、鏡は二つつけたらどうかと思います。

木下委員 木下です。

今、斜めの鏡のお話がありましたけれども、昔はよくあったのです。しかし、あれは見る側からすると不自然なのです。私も20年ぐらい前に事故に遭って車いすになりましたが、最初に疑問に思ったのは斜めの鏡で、非常に不自然なのです。だから、低い位置から真っすぐつけばいいのです。改装した場合は、階段との関係でできないこともあるのですが、低い位置から真っすぐつけばいいと思います。札幌市では、福祉のまちづくりの要綱で割と早い時期に真っすぐにしました。低い位置からつけば映るのです。洗面台との間が広くなってきて、顔が映らなくなったということがあります。だから、斜めの鏡は不自然だというのは、車いすの視点ではなくて、立っている人の視点でつけている斜めの鏡があって、とんでもないことが起きているわけです。ですから、真っすぐの鏡を低い位置からつけば映りますし、その方が自然な感じで見られます。今、改装や何かでやむを得ない場合は別として、通常は真っすぐの鏡がついているはずです。

事務局（長谷川高齢福祉課長） 今の木下委員のお話もありましたし、先ほど副会長からもお話がございましたが、今回のトイレについては、標準なのでしょうけれども、少し高いというご意見がございました。木下委員からは、部会のときには手を洗ったときに水が垂れてしまうというお話もございました。ですから、今後は、多目的トイレは低目に設定していくべきではないかということで、それについてもお伝えしたいと考えております。

また、トイレの位置ですね。これは斜めについていますけれども、この間の部会では、標準的なセッティングにさせていただくと、トイレに入ってもここに何があるということが皆さんわかって、そちらの方が使いやすいというご意見がありましたので、そういうことも考えながら工事事務局にご意見をお伝えしていきたいと思います。

大垣会長 すべての人に満足していただく状況をつくり出すのは不可能なことから、今、課長が言われたように、何回か前にもありましたが、基準でやっているからいいのだということではなくて、危険のある部分はなるべく取り除きましょうということでこの会議がスタートしたのです。ですから、標準に合わせるという通例で来たとしても、今回出ているのは標準だけではまずいのだと、条件の厳しい人にむしろ合わせるやり方が必要なのではないかということです。その辺をきちんと指摘して、可能なものと不可能なものがあると思いますけれども、一辺倒で標準型ということではなくて、状況に合わせて対応するという考え方が大事ではないかと思います。

ほかに何かありますか。

牧野委員 先日の部会でも出ていましたし、今もご指摘があったように、限られた10人ぐらいの人数ではなくて、もっとたくさんということでした。人数もそうかもしれないのですが、せっかくバリアフリーチェックを行って、参加したみんなの目を見た意見をいかに記録に残すかということに重点を置くべきだという話が出ていたと思います。それに付随して、バリアフリーチェックの皆さんの意見をまとめたものを最後に記入して出してもらったということも必要ではないかと思います。

今のお話の中でも、みんなに合わせるのが大事だということもあり、もちろんそうだと思いますし、私も自分で障がいを持っているので、障がい者と言っても一くくりではなくて、いろいろな人がいて、いろいろな障がいがあって、その人なりに苦労している部分もあると思うのです。要するに、バリアフリーというのは、使いやすくということですが、障がいを障がいではなくするための一つの住環境整備だと思うのです。ですから、そういう視点も頭に置きながら意見を反映させて、少しでもたくさんの人に使っていただける、補助できるものであればと思います。

事務局（長谷川高齢福祉課長） 牧野委員から、チェックシステムの中の意見の集約方法について部会でも言われましたが、それについてはきちんと集約できる方法で、全体の流れも余りよくはなかったということですので、その辺も含めてきちんと検討したいと考えております。

大垣会長 それでも、初めて実施されて、言いつ放しではなくて、今後の参考にとということもあるのですけれども、幾つかについてはすぐに対応して改善したということで、それが大事だと思うのです。できるところからできるだけ早く対応していくということが大事です。このチェックシステムもそうですけれども、最初から完璧ではないので、やりながらどんどん改善して、いいシステムに変えていくということかと思います。これから次のチェックのときにはもっといい成果を得るようにしたいと思います。

ほかにございますか。

非常に大事なことなので、ありましたら、どうぞ出してください。

牧野委員 補足です。

この間、私もバリアフリーチェックに立ち合わせていただいて、どんな様子だったのかということがまだ伝わっていない部分もあると思うので、お話ししたいと思います。

私も初めて行きましたが、視覚障がいの方や身体障がいの方など、いろいろな人たちが来ていたのですけれども、障がい者団体からいらしていた方も、チェックする目線というか、自分がこうだと使いやすい、自分がこうだったらということではなくて、いろいろな障がいのある人たちを代表して、そういう人たちとかかわって、いろいろな情報を知っている上でチェックしていらしているように感じました。ですから、個人的な意見でみんなが好き勝手なことを言うというものではなくて、ある意味では、みんなを代表した目で見ているのかなということを感じました。

浅香副会長 今、大変お褒めの言葉をいただいたような気がします。

私どもの団体からは6名が一緒に行きました。行った者は、私どもの方で移動環境委員会というものを専門的に設けていまして、いろいろな障がい別の団体から1人ずつ、ハードのバリアフリーに強い人を選んでやっているものですから、今おっしゃっていただいたように、車いすの者、両足切断の者などが使いやすいということではなくて、脊髄損傷とか頸椎損傷とか片麻痺の人など、最大公約数で、できるだけ使いやすいものにしていくという方向性で考えました。まだ不勉強なところもありますけれども、そういう視点でずっ

とやってもらっているつもりであります。

一つの例で言うと、車いす用のトイレはTOTOの多目的トイレの部品が主流ですが、便器がえらく高いです。私も座ってみました、かかたが浮くぐらい高かったので、そういう点をすぐにTOTOに申し入れたら、やはり高いですねと向こうでも気づいているのです。家庭用の便器の高さより3センチぐらい高く、かなり違和感がありますので、切断の方はそういう便器は大した苦痛にはならないけれども、脊髄損傷の方や片麻痺の方はすぐにバランスを崩してしまいますので、そういう点はすぐにメーカーに言って、先ほど言ったように、メーカーも半分気づいている面もありながらそのままやっているところもありますので、申し入れをして、札幌市内でバリアフリーのトイレをつくる時には、TOTOには普通の家庭用と同じぐらいの高さの便器を設定してもらっています。

牧野委員 みんながふだん使いなれているものと同じぐらいの高さが一番安心できるのかもしれないね。

大垣会長 たくさんの意見を出していただきました。

特にこの辺が気になる、こういうことだけは言っておきたいということがありましたら、お出してください。

(「なし」と発言する者あり)

大垣会長 ないようですが、きょう出ました意見は今後のチェックの参考にさせていただきたいと思います。たくさんのご意見をどうもありがとうございました。

続きまして、危険施設と通報状況についてです。

このシステムは昨年暮れくらいから動き出したのですけれども、その点につきましてご報告をいただきます。よろしくお願いします。

事務局(松本福祉のまちづくり推進担当係長) 資料2の危険施設等の通報状況及び対応です。

昨年9月に運用開始となりました。

まず、広報としては、チラシを1,600枚ほど、区役所や各種団体などに配っております。それから、広報さっぽろ11月号です。それほど大きくはありませんが、囲み記事で出させていただいております。それから、ラジオ番組に11月、12月に3回ほど紹介させていただいております。そのほかにホームページなどで広報したところでございます。

通報件数は、昨年9月から12月で25件ありました。こちらについては、システム対象外になるものも含んでおりますけれども、25件ありまして、そのうち、高齢福祉課に直接来たものが14件で、他部局、主に広聴係に行ったものが11件という内訳になっております。

通報の概要ですけれども、先ほど言いましたように、システムの対象外になるものが結構多くありまして、19件が対象外です。内訳としましては、道路に関するものは対象としないということですが、これが9件です。それから、意見、要望的な性格のものが10件となっております。それから、システムの対象となるものが6件で、うち、審査委員会

の開催が不要と判断したものが1件で、危険施設等とまでは言えないと判断したものが1件で、審査委員会で危険施設等に該当すると判断したものが4件となっております。

次に、2ページの具体的な通報の内容についてです。

先ほど言いましたように、システム対象外のものが19件ございまして、道路、車両に関するものです。一つ目は、歩道が狭過ぎる、段差がある、でこぼこがひどいといった意見が全部で4件来ておりました。それから、工事中の道路標識の高さが低過ぎてぶつかってしまう。それから、点字ブロックに関して、磨滅して感触がない、あるいは、その上に自転車が放置されているといった2件です。それから、変わったものとしては、タクシー乗り場について、乗降口の中央に街路樹があって使いづらい、車いすでは利用できないだろうという意見がありました。それから、バスについて優先席の場所を統一してほしいという意見がありました。

それから、意見要望的な性格のものとしては、階段や動く歩道のおり口などに手すりをつけてほしいというものです。手すりをつけてほしいという意見が結構多くて、全部で4件ありました。それから、エレベーターの案内表示や地下鉄の改札機の話ですけれども、案内表示がわかりづらいという意見が2件ありました。

それから、エレベーターですが、地下から上がってきて一番上まで行かないで、途中でなくなってしまうものがあって不便であるという意見がありました。

それから、点字ブロックはもうちょっと小さいものを使うべきだということで、車いすの方やショッピングカートが突っかかってしまうので、もう少し小さいものにすべきという意見がありました。

それから、JRの無人駅にバリアフリー設備が全くないという意見です。

それから、飲食店の店舗の入り口に段差があって入れないという意見がありました。

こちらにつきましては、システム対象外ではありますけれども、それぞれ関係部局や企業、団体に伝えております。実際に数件につきましては既に対応済みのものもございまして。

次に、システムの対象となる事例です。

次ページ以降に、この6件につきまして写真つきで載せております。

まず3ページで、審査委員会で審査不要と判断した事例ですけれども、地下鉄南郷7丁目駅です。通報内容としましては、地下鉄南郷7丁目駅のホームにある柱は床などと同系色で色弱の方にとっては識別が非常に困難であって、ぶつからないかと不安を感じるという意見です。写真が載っておりますけれども、左側が通報時の状況で、右側が交通局で柱に黒いテープをつけまして緊急対応の形をとっております。交通局の方では、とりあえずこういった形をとりましたけれども、今後、抜本的対策も検討していきたいということで、そういったことも含めまして審査委員会での審議は不要と判断しております。

次のページですが、審査委員会では危険施設等には該当しないと判断した事例です。

地下鉄二十四軒駅のエレベーター前が通報の内容でして、エレベーターでホームにおりると、すぐ前に連絡通路の階段があって危険ではないかというものです。要するに、エレ

ベーターの降り口の真正面に階段があるという状況です。実は、通報のあった二十四軒駅以外にも、大谷地駅、自衛隊前駅が同様の状態となっておりまして、一番距離の短いものは自衛隊前駅の2メートル53センチです。これにつきましては、交通局で全部調査しましてこういう状況になっているということです。一応、基準自体は満たしているものですが、ご指摘を踏まえて、下の方に注意喚起の表示をつくりまして、エレベーターの中、あるいは外部操作盤の付近に掲示するという対応をとっております。階段までの距離が具体的にどのくらいあれば危険がないと言い切れるのかは非常に難しいところですが、対応策がとられていることもあって、危険施設等には該当しないという判断をしたところです。

次のページ以降が、審査委員会で危険施設等に該当すると判断した事例で、4件ございます。

一番最初は、MNビルです。場所は、中央区北1条西3丁目で、時計台のちょうど向かい側で、市役所庁舎の斜め向かいです。MNビル南東角の入り口前に段差がありまして、これが危険であるという情報提供でございます。

写真が載っております。左側の写真は、向こう側に見えるのが時計台です。西の方から歩いてきまして、時計台に向かって、通報者はよそ見をしていたということですが、真っすぐに信号の方に向かっていったときにこの段差につまずいて転倒してしまったという事例でした。

審査委員会では、本来、よそ見をして歩いていたということもどうなのかという意見もあったのですが、本来は段差をつくる必要がないところであるし、そのほかにも誘導ブロックも段差のところに誘導してしまっているのが危険ではないかという判断になっております。

そのほかの指摘としまして、段の1段目は敷地内ではなくて道路ではないかという意見がありまして、この辺の環境を確認の上、対応を検討する必要があるといった判断になっております。

対応につきましては、この件を管理会社を通じて所有者に伝えておりますけれども、抜本的な対策を講じることは難しく、当面は指摘があったことについて気を配ってまいりたいという回答がありました。歩道との関係につきましては、別途、管理会社に建築時の調整内容を確認中ですが、基本的に国道になっておりまして、恐らく国の管轄になるものと思われま。

次のページですが、地下街オーロラタウンの出入り口です。

写真が4枚ほど出ていますけれども、ほかにも何カ所があります。NHK近くのオーロラタウン入り口に段差があって危険だという通報です。

審査委員会の判断ですが、段差自体は水の浸入を防ぐ意味もあり必要なものではあるのですが、段鼻の色や警告ブロックの敷設の仕方がまちまちなのは非常にわかりづらいという意見がありました。段差の解消は、通常はすりつけを行うような形で解消してい

るものが多いです。ブロックのところは難しいのですけれども、アスファルト道路に面する部分であれば市側でも対応可能ではないかという意見がありました。

審査委員会の後、こちらの場所を管理しております札幌都市開発公社に伝えております。一応、内部で検討してみたいというお話がありました。市側の対応ですが、管理が複雑な部分もありまして、現在、調整中でございます。

次に、7ページです。

地下鉄すすきの駅、ススキノラフィラ、旧口ピンソンです。ラフィラと地下鉄の連絡通路と申しますか、地下入り口前に階段があるということで、通報内容としましては、ラフィラ入り口の間には3段の階段があって、明度差もなく、弱視者にとっては非常に危険だという通報です。また、左側の写真の手前側にスロープがあるのですが、これが右側の写真につながってしまっていて、スロープを曲がってすぐにガラス戸があるのも危険であるという指摘でありました。

次のページに大体の位置図があります。駅の改札をおりて、左手のラフィラに曲がったところの円の中心の3段の段差、あるいは、3段の柱の下の方と申しますか、真中の四角い部分が柱になるのですけれども、これに沿ってスロープがあるという状況です。スロープの状況は、右下に書いてありますけれども、手すりがついておりまして、曲がってすぐのところにはめ殺しのガラス戸、自動ドアがあります。

審査委員会の判断としましては、視覚に障がいのある人にとって、階段であれば注意するのだけでも、1段から3段の段差は特に危ないという指摘がありまして、滑り止めの対応を求める必要があるということです。また、壁面ガラスにしている部分は衝突の危険があるので、ラインを入れるなどの衝突防止措置が必要であるという判断でした。

審査委員会の後、こちらについてもビルの管理会社にお伝えしております。ビルの管理会社には、一番最初に伝えた段階で、階段については滑り止めに明度差のあるものに取りかえる方向で検討するというお話があったのですけれども、審査委員会の判断を踏まえて、再度、連絡をしまして、対応についての検討依頼をしているところでございます。

なお、階段の滑り止めについては、近いうちに施工したいという話でした。

次に、9ページになります。

狸小路3丁目地下街ポールタウンの入り口のところです。通報内容としては、地下街3丁目から上るエスカレーターの降り口に段差があり、非常に危険である。4丁目側には段差がないということです。左の写真が3丁目側で、右が4丁目側です。3丁目側には段差があるけれども、4丁目側は上り下りのエスカレーターがありまして、段差がない状況です。

審査委員会の判断としましては、当初、高齢福祉課では危険とまでは言えないのではないかという判断をしていたのですけれども、審査委員会として、点字ブロックはあるけれども、指摘の場所は特に段差が高くて危険だという意見になりました。

こちらは審査委員会では危険施設等に該当すると判断した事例ですけれども、実際の対

応としましては、すぐ横に店舗の入り口があって、すりつけやスロープの設置は困難であろうけれども、音声での注意喚起などが対応可能ではないかという判断でした。

審査委員会の後、こちらについても管理者である札幌都市開発公社に伝えております。その際に聞いたのですけれども、左側の写真の段差の下にマット状のものが敷かれております。都市開発公社としても実は気になっていたところで、多少でも段差を少なくする、あるいは転んだときにけがをしないようにという配慮で、去年に工事したものだというお話がありました。大きな改造とあわせて直すことはもちろん考えておりますし、都市開発公社では結構気にしているようでした。今回の指摘があったことを踏まえて、音声案内等も含めて内部で検討したいという回答がありました。

説明については、以上です。

大垣会長 ただいま、事務局から昨年9月から実施している危険施設等の通報状況と対応について説明をいただきました。

ご質問やご意見は何かございますか。

浅香副会長 地下鉄のエレベーターに隣接する階段のことです。札幌市としても交通局としても細心の注意を払わなければならない、二度と起きてはならないことですが、下の図の感じのもので注意喚起をするということですか。担当の川島係長に注意喚起のものを張りますとまでは聞いたのです。

事務局（松本福祉のまちづくり推進担当係長） これです。

浅香副会長 これを鏡のところなどに張っていくということですか。

事務局（松本福祉のまちづくり推進担当係長） そうです。

浅香副会長 わかりました。

大垣会長 これもまだ対応はされていないのですか。

事務局（松本福祉のまちづくり推進担当係長） 対応していると思います。

事務局（長谷川高齢福祉課長） 確認します。

大垣会長 前回の部会ของときには、具体的な対応結果がまだなかったのですけれども、今回聞いていますと、さらに管理公社などからできる範囲の対応はする、検討するという返答になっているのですね。そういう意味では、この間も出ていましたけれども、放っておくと、先ほどの話のように、気がついていてもしないということがありますので、きちんと指摘をして、こういうふうに改善してほしいという要望をきちんと出す必要があると感じました。

それから、前回も出ていましたけれども、その後の通報が余りないので、積極的に通報してもらおうような働きかけやPRが必要だと思います。最初のころは、このシステムをつくっても通報してもらえるのだろうかという話をしていましたけれども、こうして具体的に示していただくと、結構危ない部分があって、それをきちんと指摘していただいているのだと思いますので、もう少し増やすためにPRの努力をしなければいけないと思いました。

事務局（長谷川高齢福祉課長） 今、会長がおっしゃるとおり、その後に件数が伸びていないものですから、その辺については十分に周知、PRをしていきたいと考えておりますし、前段のお話の中でも、我々のご依頼を管理者がそれほど聞いてくれるのかなということもあったのですが、やはり申し上げてみると、それをきっかけにある程度前に踏み出していただけるところも多かったということで、その辺については、我々もこういったシステムを立ち上げてよかったというふうに考えてございます。

大垣会長 ほかに何かお気づきの点はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

大垣会長 それでは、2番目の議題に移らせていただきます。

新・札幌市バリアフリー基本構想の見直しについて、事務局よりご説明願います。

事務局（佐柄係員） 交通計画課の佐柄と申します。

私から、6期の1回目の会議でパンフレット等をお使いしてご説明させていただきました新・札幌市バリアフリー基本構想の見直し作業を若干行っておりますので、その状況についてご報告させていただきたいと思っております。

まず、基本構想について、既に皆さんご承知のことと思っておりますが、概要だけをおさらいという形でお話しさせていただきます。

昔で言うハートビル法のような形で、各建物、各施設に対してバリアフリーの法律があったところですが、それぞれの施設間の連携をして一体的に取り組もうという思想で、バリアフリー新法と言われている法律が平成18年にできたところでございまして、それを受けてこういった構想の検討を始めたところでございます。

この構想の趣旨は、すべての施設でバリアフリー化できるのが理想ではありますが、現実的にはなかなか難しいところがある中で、いかに効率的にやるかを考えたときに、不特定多数の方が多数使う、もしくは高齢者、障がいを持った方などが多数使う施設や経路などを優先的に一体的に取り組むことで効率的にバリアフリー化を図るという思想でございます。

資料の説明に入らせていただきます。

1番の経緯というのは、この構想を策定したときのフローとその流れを示したものでございます。上の第5期福祉のまちづくり推進会議となっている部分が、皆様方の前任のメンバーの方々にご協力をいただきまして、実際にこちらの会議の中から検討部会をつくらせていただき、ご議論をいただきました。そういった中で、基本構想の案をつくったところでございますが、今、札幌市につきましては、こういった構想をつくるときに、これに限らず、条例も含めて、すべてのものは市民の方からさまざまな意見をいただくためにパブリックコメントという制度を行っております。この基本構想につきましても、平成20年10月から11月の1カ月の間にパブリックコメントを実施しております。この中でさまざまな意見をいただきまして、その中の大部分については、反映できるもの、できないものをご回答させていただいております。反映できるものについては、さらに部会の

中でもみまして、最終的に21年3月に基本構想を策定したところでございます。

そのパブリックコメントの中で、2番のところに書かせていただいているのですが、今の基本構想は基本的に不特定多数の方がよく使う施設でありますので、公官庁や駅、大規模な商業施設をターゲットに話をしているところでございますが、避難所に指定されている学校までの経路も結ぶべきできないかというご意見がございました。これについては、実際に現地を調査しまして、どういう経路で結ぶべきか、どういう避難所までを結ぶべきかという検討に時間がかかると判断しておりまして、その作業を待って基本構想をつくり上げると、この基本構想は21年3月につくったものがずるずるとおくれしてしまうだろうということです。一方、避難所と駅などを比較しますと、優先順位的には、まず、日常的に使うものが最優先であり、非日常的なものも優先順位がないということではないのですが、順番としてはその後に来るものであろうということから、その現地調査を21年度以降に行うということをご回答した上で作業を進めていたところです。

これが、つくるまでの流れでございますが、つくった後の21年に現地調査を進めておりまして、その結果に基づいて我々で検討を進めていたところでございまして、考え方についてご報告できる状況になったことから、今回、ご報告させていただきたいということが趣旨でございます。

2ページに行きます。

まず、避難所ということと言いますと、札幌市に限らず全国的でございますが、避難場所と言われている場所は、一時避難場所、収容避難場所、広域避難場所の3種類がございます。一時避難場所と申しますのは、近くの小さな公園などを中心に指定されているもので、何かあったときに速やかに一時的に避難できるもので、主に近くの公園や屋外のものが指定されているところです。収容避難所と申しますのは、全国的には長期的避難をターゲットにしたものでございまして、学校や地域の会館など屋内の建物を指定したものでございます。広域避難場所と申しますのは、大きな公園が指定されておりまして、大規模な火災や風水害があったときに逃げる施設でございまして、一時避難場所に逃げた後に、火災であれば広域避難場所に行ったり、長期的になるのであれば収容避難場所に行くという流れでございます。

ただ、札幌市につきましては、積雪寒冷地という性格もございまして、どの避難所を対象にしようかと考えたときに、冬期のことを考えれば屋内の施設を対象にするのが一番効率的だろうという判断がありまして、今回は収容避難場所を追加する対象とさせていただいたところでございます。

次に、収容避難場所ですが、基本構想では地下鉄やJR駅の周辺53地区を重点的に取り組む地域として指定しているところでございまして、その中には既にバリアフリー化を行おうと位置づけている道路も220キロメートルほどございます。実際に、収容避難場所と申しますのは、札幌市内に200カ所以上あるのですが、そのうちの半分弱については、既に指定している道路に面しているものも結構あります。そういったものをつぶさに

見たときに、53地区のうち1地区だけ収容避難場所がない地区がありましたが、残りの52地区のうち、42地区は既にバリアフリー化すべき経路として指定している路線を使って収容避難場所まで行くことができます。

こういったこともありまして、今回、追加の対象とするのは、今の指定している経路を使って収容避難場所まで行くことができない10地区にターゲットを絞って、さらに作業をさせていただいたところでございます。

この10地区において、具体的にどういう路線を追加しようかと考えたときに、収容避難場所は大部分が学校を指定しておりまして、そのほかに地区センターや体育館など、一部、地域のお寺等々の民間施設も指定されているところではありますが、有事の際に職員が速やかに配置されるという位置づけになっておりますのは小・中学校でございます。こういったことも踏まえまして、この10地区については、避難場所まで指定されている小・中学校がある地区については、原則として小・中学校まで結ぶことを前提に現場をさらに見させていただいて、その結果、この10地区において約2キロメートルの道路を新たにバリアフリー化の対象とする道路として追加したいと考えております。

この資料には具体的に書いておりませんが、10地区のうち8地区については小・中学校まで結ぶことができまして、残りの2地区については、地区内に指定された小・中学校がない地区でございます。そちらについては、その中にあります児童会館が一番規模が大きく、場所として適切な位置だと思われましたので、そこについてはそういった場所に誘導する形で路線の選定を行っているところでございます。

検討状況はこのようになっておりまして、実際に見直しを行うに当たっては、道路を追加することになりますので、法律に基づいて施設管理者との協議が必要となっております。例えば、車道と道道との取り合いも検討するところもあるものですから、警察とも協議を行っている最中でございます。そういったものがうまくいきますと、目安としましては、ことしの6月ごろに、基本構想に基づいて各施設管理者に今年はこのことをやるというスケジュール的なものをつくっていただきますので、スケジュール的なものを見直しを6月ごろに予定しておりますので、その公表の時期にあわせて、そこまでに間に合うように作業を進めたいと考えております。

見直しの状況としては、以上でございます。

最後に、見直しとは直接結びつきませんが、実際の施設管理者の取り組みとして、この構想に基づいて着実に各施設でやっていただいております。ご存じの方もいると思いますが、今、札幌駅でエレベーターの設置工事をやっております。こちらは3月6日、今週の日曜日にエレベーターが使えるようになる予定です。札幌駅に限らず、各施設の管理者の取り組みがこれに基づいて着実にやられているところをご報告させていただきたいと思っております。また、基本構想は、つくったときにもお話がありましたが、作りっ放しではよくありませんので、随時、見直しが必要となります。実際に、今回の路線の選定も、昨年に道路工事をやった課題も踏まえながら行っております。また、それだけではなく、こう

いった施設を追加した方がいいということも、今後の時代の流れや状況の変化等々もござ
いますので、構想をつくってまだ2年足らずしかたっておりませんが、四、五年がたった
段階では、この構想のよかった点、だめだった点も中にはあろうかと思えますので、そこ
ら辺の課題を把握した上で、随時、見直しを行っていきたいと考えております。ひょっと
したら、第6期ではなくて、第7期、第8期にご協力をいただくことになろうかと思いま
すが、その節は、委員の皆さんにはご協力をお願いしたいと思えますので、よろしく願
いいたします。

私からは以上でございます。

大垣会長 ありがとうございます。

平成21年3月に策定された新・札幌市バリアフリー基本構想を見直そうということで、
その必要性和現在の進捗状況について説明をいただきました。6月ぐらいまでにそれを
まとめて公表する予定であるということですが、このことに関してご意見やご質問は何
かございますか。

浅香副会長 初歩的なことですが、生活関連経路とはどういうものを言うのでしょうか。

事務局(佐柄係員) 法律の中の用語になりまして、具体的にはバリアフリー化の整備
を行う道路でございます。答えとしてはそうですが、法律的な位置づけとしては、不特定
多数の方がよく使う施設を生活関連施設と位置づけておりまして、その生活関連施設同士
を結ぶ経路のことを生活関連経路と言っておりまして、ここをバリアフリー化しようとい
うものです。

大垣会長 それは、札幌市民の方にここはこういうルートだということが示されている
のですか。

事務局(小林交通施設係長) はい。ホームページページ上でも公開しておりますので、
各地区の経路はわかるようになっております。

大垣会長 わかりました。

ほかにご質問やご意見はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

大垣会長 これは審議事項ではございませんので、途中経過のご報告ということでは
ないようでしたら、2番目の議題はこれで終わりたいと思います。

きょうの予定の議題はこれで終わりましたが、この際、委員の皆様から何かございま
したら発言していただきたいと思えます。

何かございますか。

(「なし」と発言する者あり)

大垣会長 事務局からは何かありませんか。

事務局(松本福祉のまちづくり推進担当係長) 今後の日程についてですが、第6期委
員の任期がことしの8月いっぱいとなっております。恐らく、次回の第4回目の全体会議
をもって終了となりますが、現在の段階では8月に予定しております。

あと半年ですが、よろしくお願いいたします。

3. 閉 会

大垣会長 それでは、これで第6期第3回福祉のまちづくり推進会議を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

以 上